

日 本 電 線 工 業 会 規 格

J C S

市内対ポリエチレン絶縁
ビニルシースケーブル

JCS 5224 : 2019

無断複写禁止

Unauthorized Duplication/Copying is Strictly Prohibited

(一社) 日本電線工業会

平成31年3月 改正

一般社団法人 日本電線工業会

まえがき

この規格は、日本電線工業会規格管理規程に基づいて制定した団体規格である。

この規格の適用は、知的財産権に関わるか否かの確認を含めて、製品の生産者又は規格の利用者の責任において行われなければならない。

この規格は、日本電線工業会 通信ケーブル専門委員会の審議によって改正したものであり平成 31 (2019) 年 3 月 1 日から発効し、発効の日から少なくとも 5 年を経過するまでに日本電線工業会の専門委員会の審議に付され、速やかにこれを確認し、継続、改正又は廃止の処置がなされる。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類及び記号	1
4 特性	2
5 材料, 構造及び加工方法	2
6 試験方法	5
6.1 外観	5
6.2 構造	5
6.3 導通	5
6.4 導体抵抗	5
6.5 絶縁抵抗	5
6.6 静電容量	5
6.7 耐電圧	5
6.8 絶縁体, シース及び防食の引張り	5
6.9 加熱	5
6.10 耐油	5
6.11 加熱変形	5
6.12 低温巻付け	6
7 検査	6
8 包装	6
9 製品の呼び方	6
10 表示	7
10.1 ケーブルの表示	7
10.2 包装の表示	7
解説	11

市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル

Pair type polyethylene insulated polyvinyl chloride sheathed local cables

1 適用範囲

この規格は、導体をポリエチレンで絶縁し、シース及び防食として塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド（以下、ビニルという。）を使用した通信用の市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（自己支持形を含む）（以下、ケーブルという。）について規定する。ただし、ケーブルの使用温度範囲は、 -15°C から $+60^{\circ}\text{C}$ までとする。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3102 電気用軟銅線

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線

3 種類及び記号

ケーブルの種類及び記号は、表 1 のとおりとする。

表 1—種類及び記号

種類	記号 ^{a)}
市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	CPEV
市内対ポリエチレン絶縁ビニルシース鋼帯がい装ビニル防食ケーブル	CPEVTAZV
市内対ポリエチレン絶縁ビニルシース巻付け自己支持形ケーブル	CPEV-SSS
市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースラッシング自己支持形ケーブル	CPEV-SSF
市内対ポリエチレン絶縁ビニルシース 8 字自己支持形ケーブル	CPEV-SSD
注 ^{a)} 記号の意味は、次による。 C：市内用 P：対より E：ポリエチレン絶縁 V：ビニルシース TA：鋼帯がい装 ZV：ビニル防食 SSS：巻付け自己支持形ケーブル SSF：ラッシング自己支持形ケーブル SSD：8 字自己支持形ケーブル	